

# 厚生常任委員会資料

令和5年7月19日

福祉保健部

**【その他報告事項】**

- 1 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について  
3 - 6 ページ
  
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況等について  
7 - 15 ページ

## その他報告事項

## 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について

こども家庭課

## 1 児童虐待に関する相談対応件数

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
<132.4%>	<88.3%>	<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>
715	631	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019

(注) 上段&lt; &gt;内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
<116.1%>	<118.7%>	<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	未公表
103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	

(注) 上段&lt; &gt;内は、対前年度比である。

## その他報告事項

## 2 虐待の経路別相談件数

(注) 上段 ( ) 内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族						計	親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員
	虐待者本人			虐待者以外							
	父親	母親	その他	父親	母親	その他					
(100%)	(0.0%)	(1.9%)	(0.0%)	(1.1%)	(1.7%)	(1.4%)	(6.2%)	(1.9%)	(12.9%)	(0.8%)	(0.0%)
2,019	0	38	1	23	35	28	125	38	261	16	0

警察等	都道府県		市町村			医療 機関	児童福祉施設等		学校等		その他
	児童 相談所	その他	福祉 事務所	保健 センター	その他		保育所	その他	学校	その他	
(46.6%)	(3.1%)	(0.3%)	(11.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(1.2%)	(0.7%)	(2.1%)	(8.5%)	(0.5%)	(2.6%)
940	63	7	222	0	32	24	14	43	172	10	52

(注) 都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

## その他報告事項

## 3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
4 年度	(100.0%)	(25.3%)	(1.2%)	(18.0%)	(55.4%)
	2,019	511	25	364	1,119
(参考) 3 年度	(100.0%)	(31.4%)	(1.4%)	(17.9%)	(49.4%)
	1,843	579	25	329	910

- (虐待の定義)
- 身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど
  - 性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど
  - 保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど
  - 心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

## 4 主な虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%)	(42.9%)	(6.4%)	(47.9%)	(0.2%)	(2.6%)
2,019	867	129	967	4	52

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

## その他報告事項

## 5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%)	(21.7%)	(25.4%)	(34.1%)	(13.7%)	(5.1%)
2,019	438	513	688	277	103

## 6 相談対応件数が増加傾向にある主な要因

児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことが考えられる。

## 7 今後の対応

多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応するため、児童相談所の体制強化を引き続き進めるとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を市町村に促すことにより、県全体の児童虐待防止体制の強化を図る。

その他報告事項

## 新型コロナウイルスの感染状況等について

感染症対策課

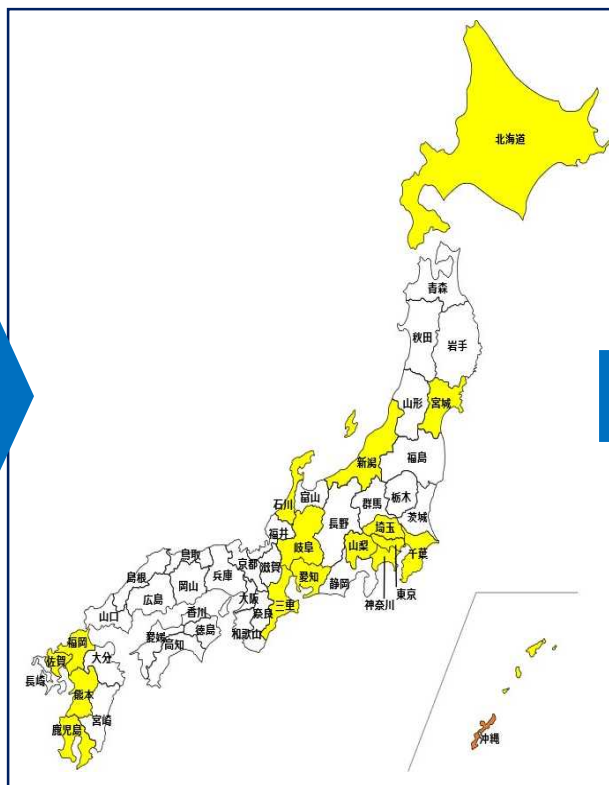
## 全国の感染状況

区分	黄	オレンジ	赤	紫
定点当たりの報告数	5	10	20	50



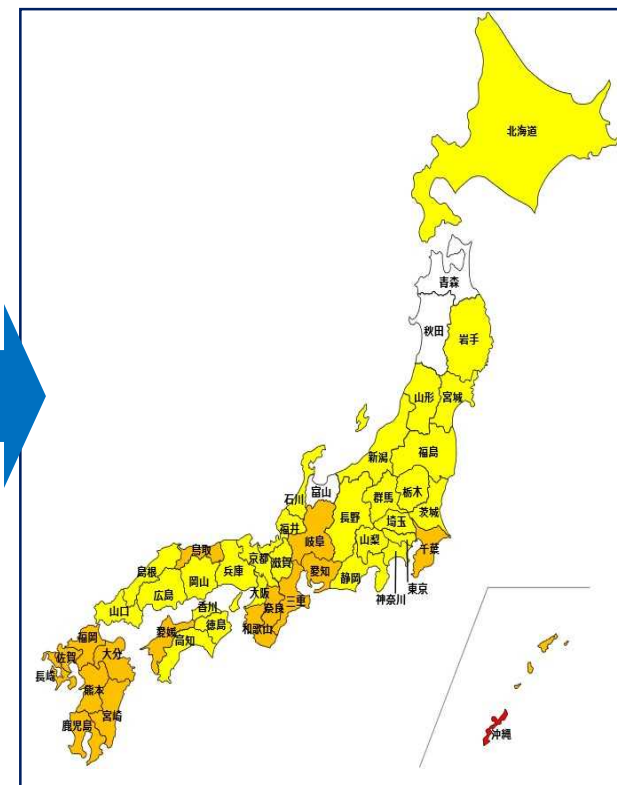
5/8~5/14

全国の定点当たりの報告数：2.63



6/5~6/11

全国の定点当たりの報告数：5.11



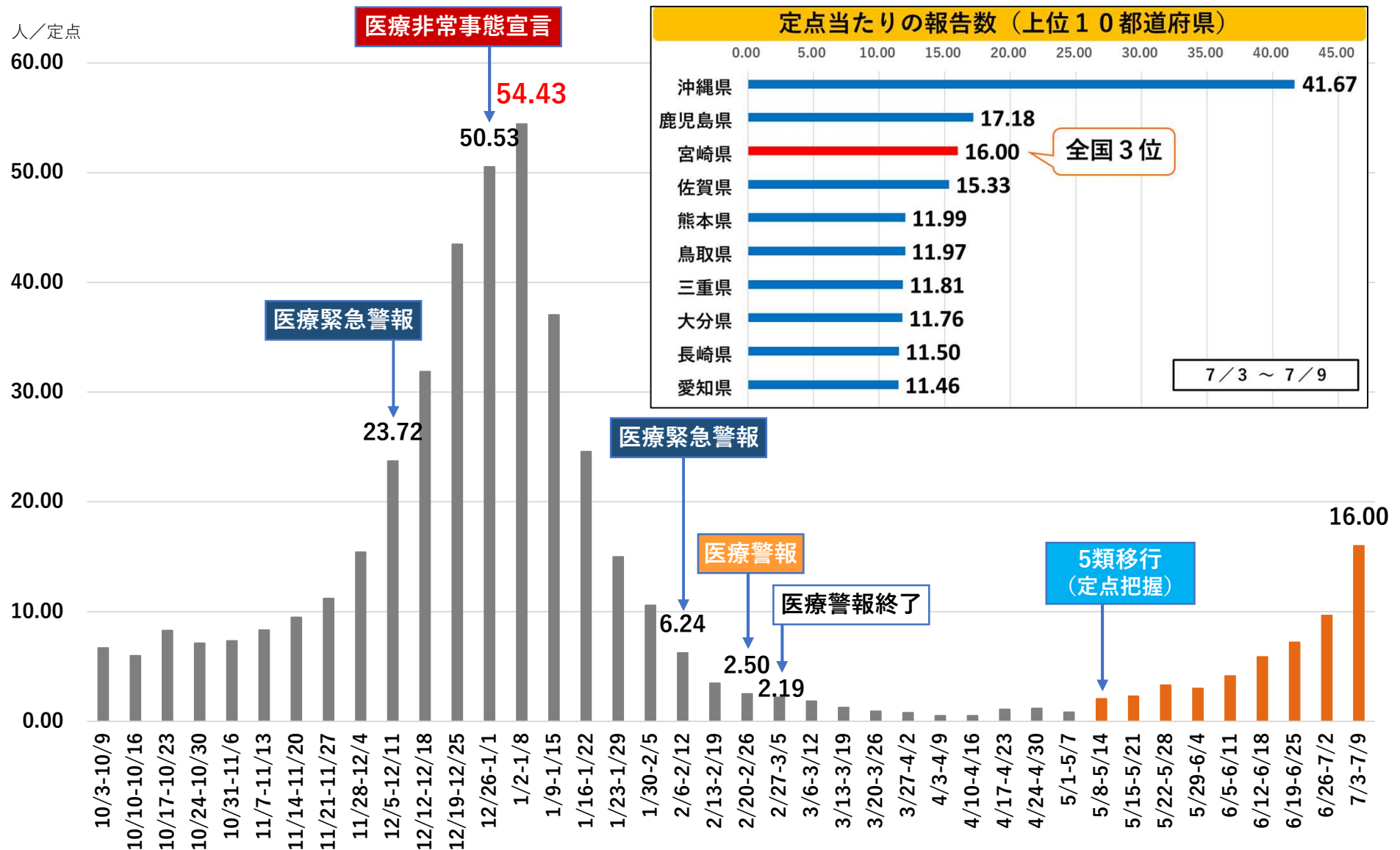
7/3~7/9

全国の定点当たりの報告数：9.14

全国的に感染が拡大！

# 定点当たりの報告数

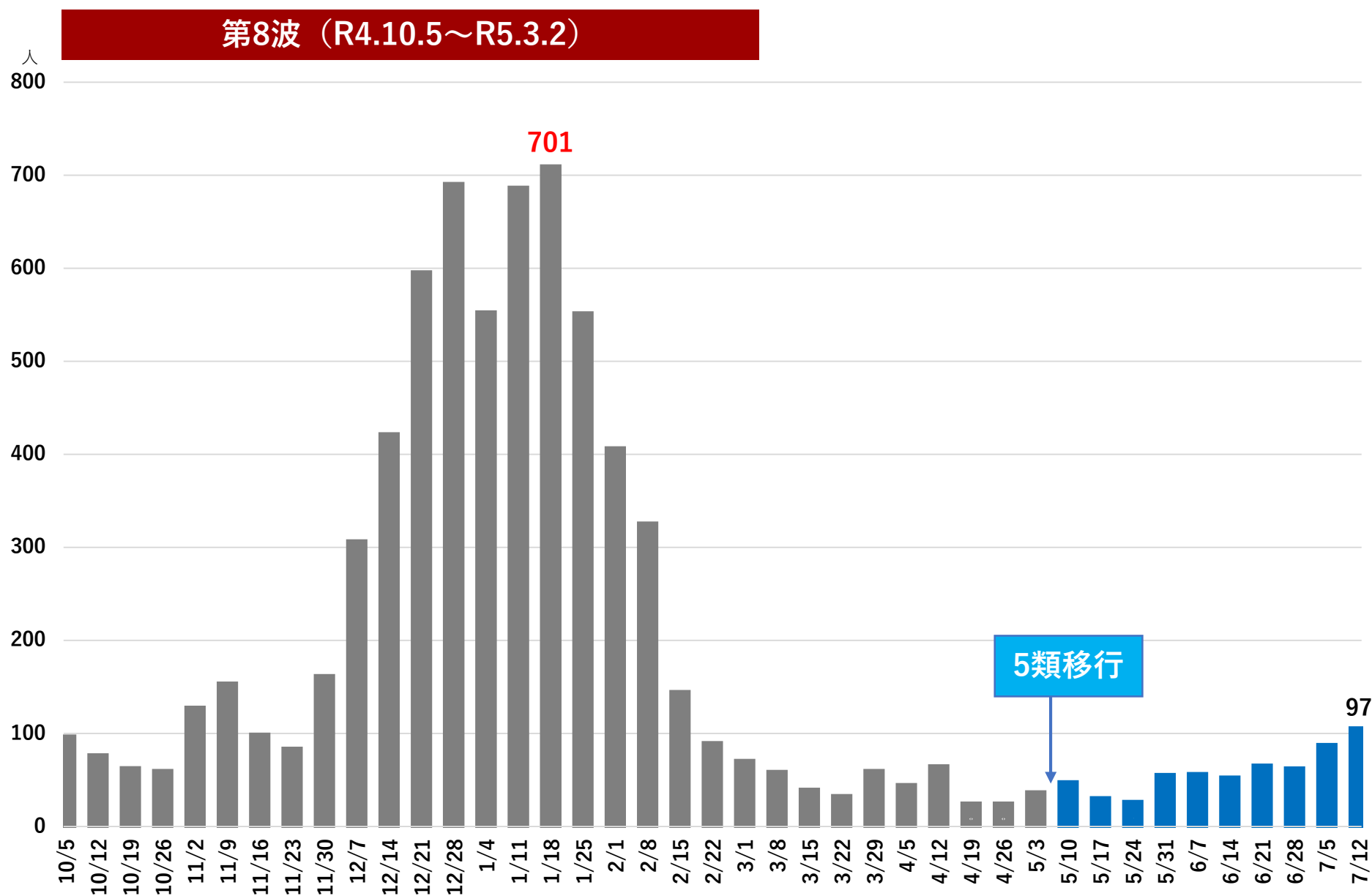
## 第8波 (R4.10.5~R5.3.2)



※ 定点医療機関からの報告数 ÷ 58 定点医療機関。5類移行前 (定点把握前) の数値は参考値



# 入院患者数



※ 毎週水曜日時点の県内の医療機関からの報告数

## 県内におけるオミクロン株「XBB」系統の状況

### ■ゲノム解析結果

解析日	解析検体数	BA.2系統	BA.5系統	XBB系統	XBB系統の割合	備考
6月9日	29	3	3	23	79.3%	5月24日～5月31日検体採取分
6月16日	29	2	1	26	89.7%	5月31日～6月8日検体採取分
6月23日	39	1	1	37	94.9%	6月5日～6月15日検体採取分
6月30日	55	2	0	52	94.5%	6月12日～6月22日検体採取分
7月7日	39	2	0	37	94.9%	6月22日～6月29日検体採取分

**県内でも、免疫逃避が起こる可能性のある「XBB」系統に置き換わっている状況！**

## 県の対応

### 必要な医療提供体制の確保

#### ○重症及び重症化のおそれがある患者用の病床

確保病床数	184床
-------	------

#### ○外来対応医療機関の拡充

	4月11日時点	7月10日時点
①外来対応を行う医療機関のうち、 内科・耳鼻科・小児科標榜の医療機関	422	469
②うち、 <b>かかりつけ患者に限らず、広く外来対応を行うことを公表</b> する医療機関 (②÷①)	179 (42%)	408 (87%)

より身近な医療  
機関での受診が  
可能に！

#### ○高齢者施設等への対応

- ・職員を対象とした頻回検査の実施（集中的検査）
- ・事業継続支援（かかり増し経費への支援）
- ・往診体制の強化（往診を行う医療機関への支援）

### その他

#### ○ワクチン接種

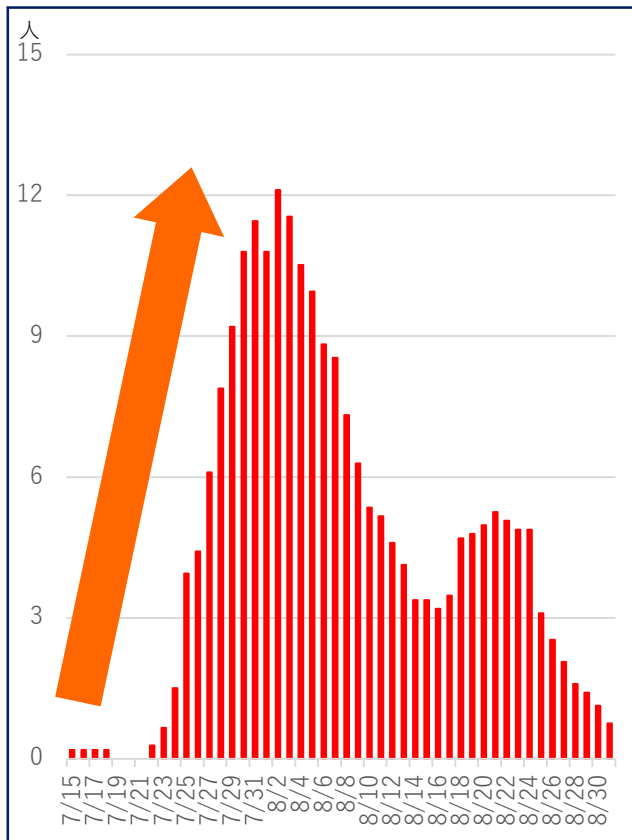
高齢者等の重症化リスクの高い者（努力義務）への接種勧奨

#### ○夏休み前の注意喚起（7月中旬～8月中旬）

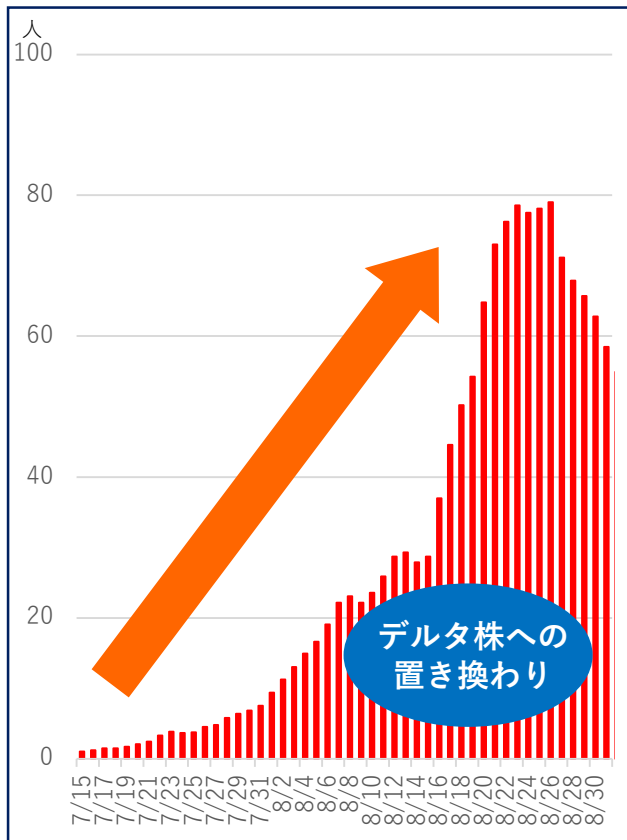
ラジオCM、SNS広告、新聞広告等による広報

# 過去3年間の人口10万人当たりの感染者数の推移（7～8月）

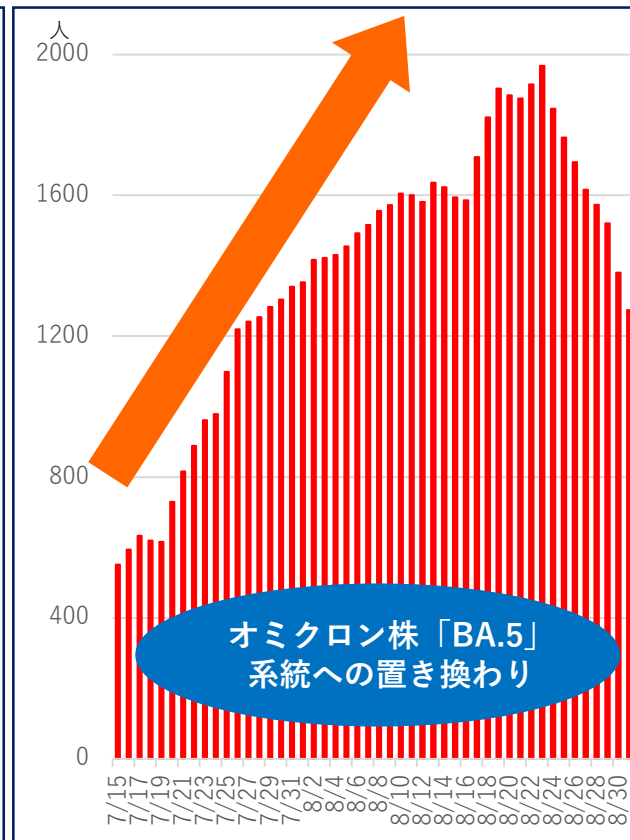
3年前（第2波）



2年前（第5波）



1年前（第7波）



過去3年間とも  
夏場に感染が急拡大！

# 感染リスクに応じた対策の実践を！

## その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

～不織布マスクの着用は、感染防止対策として引き続き有効です～

熱中症に気をつけながら、周囲の混雑状況など、その場の感染リスクに応じてマスク着脱の判断をお願いします。  
また、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、**受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時と、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時には、マスクを着用しましょう。**



## 換気、「三つの密（密集・密接・密閉）」の回避

特に不特定多数の人がいるところでは、**換気や人との間隔を空ける**ことが、感染防止対策として有効です。



## 手洗いは日常の生活習慣に

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、**まず手を洗う**よう心がけましょう。（適切な手指消毒薬の使用も可）



## 発熱などの体調不良時への備え

事前に**コロナ抗原検査キットや解熱剤などの常備薬を準備**しておく心安心です。



5類移行後の感染対策は、個人や事業者の自主的な判断に委ねられています

# 発熱などの症状が出たら・・・

## ●受診する際の注意点

かかりつけ医やお近くの医療機関に事前に連絡し、  
不織布マスクを着用するなどの、感染防止対策を徹底した上で受診してください。

※なお、症状が軽いなど、医療機関を受診する必要が無い場合には、国が承認した抗原検査キット等を活用してください



受診する医療機関に迷う場合や、新型コロナ療養中に体調が急変した際には・・・

宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口 ☎0985-78-5670 (24時間対応)

## ●新型コロナに感染された方



発症後 **5日** を経過し、かつ、  
症状軽快から **24時間** 経過するまでの間は、  
**外出を控えることを推奨** (※2)

**10日間** が経過するまでは、  
**マスク着用** や  
**重症化リスクの高い方との接触を控える**  
**ことを推奨**

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

5類移行後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。  
また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。



# 令和5年度も「自己負担なし」で 新型コロナワクチンを接種できます

時期によって接種対象者が異なりますのでご注意ください。

## 5月8日から8月までの対象者

初回接種（1・2回目接種）を終了した以下の方

- ・高齢者（65歳以上）
- ・基礎疾患を有する方（5歳～64歳）
- ・医療従事者・介護従事者等



※初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳～11歳で、  
オミクロン株対応ワクチン未接種の方は、8月までは接種可能です。

## 9月以降の対象者

初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上の全ての方

※前回接種から3か月以上経過していることが必要です。

※初回接種は令和5年度も引き続き実施されます。